

## 9. 障害福祉サービスについて

障害のある方が地域で自立した生活が送れるよう、障害福祉サービスを提供します。在宅で訪問を受けるサービスや通所などで利用するサービス、入所施設で行うサービスがあります。

問合せ 福祉課 障害者支援担当

《TEL》0942-65-7022 《FAX》0942-53-1589

### 【 サービスの種類と内容 】

① 訪問系サービス…在宅で訪問を受けたり、通所などで利用するサービスです。

| 給付の種類 | サービスの名称           | 内 容                                                                                                      |
|-------|-------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 介護給付  | 居宅介護<br>(ホームヘルプ)  | 自宅で入浴や排せつ、食事などの介助をします。                                                                                   |
|       | 重度訪問介護            | 重度の障害があり常に介護が必要な方に、自宅で入浴や排せつ、食事などの介助や外出時の移動の補助をします。                                                      |
|       | 同行援護              | 視覚障害により移動に著しい困難がある方に、外出時の移動時及び外出先において必要な移動の援護等を行います。                                                     |
|       | 行動援護              | 知的障害や精神障害により行動が困難で常に介護が必要な方に、行動するとき必要な介助や外出時の移動の補助などをします。                                                |
|       | 短期入所<br>(ショートステイ) | 家で介護を行う方が病気などの場合、短期間、施設へ入所できます。                                                                          |
|       | 重度障害者等<br>包括支援    | 常に介護が必要な方のなかでも介護が必要な程度が非常に高いと認められた方には、居宅介護などの障害福祉サービスを包括的に提供します。                                         |
| 訓練等給付 | 自立生活援助            | 障害者支援施設やグループホームなどから一人暮らしへの移行を希望される方に、一定期間にわたり定期的な巡回訪問を行います。また、利用者の方からの相談・要請があった際は、訪問・電話・メールなどによる対応を行います。 |

② 日中活動・・・入所施設等で昼間の活動を支援するサービスを行います。

| 給付の種類 | サービスの名称       | 内 容                                                                  |
|-------|---------------|----------------------------------------------------------------------|
| 介護給付  | 療養介護          | 医療の必要な障害者で常に介護が必要な方に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護や世話をします。                  |
|       | 生活介護          | 常に介護が必要な方に、施設で入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動などの機会を提供します。                         |
| 訓練等給付 | 自立訓練          | 自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間における身体機能や生活能力向上のために必要な訓練をします。               |
|       | 就労移行支援        | 就労を希望する方に、一定の期間における生産活動やその他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練をします。             |
|       | 就労定着支援        | 一般就労した方の就労に伴う生活面の課題の対応できるよう、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援をします。 |
|       | 就労継続支援<br>A・B | 通常の事業所で働くことが困難な方に、就労の機会の提供や生産活動その他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練をします。      |

③ 居住支援・・・入所施設等で住まいの場におけるサービスを行います。

| 給付の種類         | サービスの名称             | 内 容                                                               |
|---------------|---------------------|-------------------------------------------------------------------|
| 介護給付          | 施設入所支援              | 施設に入所する方に、入浴や排せつ、食事の介護などをします。                                     |
| 訓練等給付<br>介護給付 | 共同生活援助<br>(グループホーム) | 地域で共同生活を営む方に、住居における相談や日常生活上の援助をします。<br>必要に応じて、入浴や排せつ、食事の介護などをします。 |

## 【 利用者負担について 】

利用者負担は、原則 1 割の負担（食費・光熱水費等は実費負担）がありますが、負担が重くなりすぎないように月額負担上限額が決められています。

| 区分   | 世帯の収入状況                                                                               | 月額負担上限額 |
|------|---------------------------------------------------------------------------------------|---------|
| 生活保護 | 生活保護受給世帯                                                                              | 0円      |
| 低所得  | 市町村民税非課税世帯 ※1                                                                         | 0円      |
| 一般 1 | 市町村民税課税世帯（所得割 16 万円未満）<br>※入所施設利用者（20 歳以上）、グループホーム・ケアホーム利用者を除きます。<br>※障害児の場合はお尋ねください。 | 9,300円  |
| 一般 2 | 上記以外                                                                                  | 37,200円 |

※利用者負担を判断する際の世帯の範囲は、次のとおりです。

| 種別                              | 世帯の範囲             |
|---------------------------------|-------------------|
| 18歳以上の障害者<br>（施設に入所する18、19歳を除く） | 障害のある方とその配偶者      |
| 障害児<br>（施設に入所する18、19歳を含む）       | 保護者の属する住民基本台帳上の世帯 |

## 【障害児福祉サービスについて】

| 給付の種類     | サービスの名称         | 内 容                                                                          |
|-----------|-----------------|------------------------------------------------------------------------------|
| 障害児福祉サービス | 児童発達支援          | 心身に障害、または発達の遅れがある未就学児に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。          |
|           | 放課後等<br>デイサービス  | 心身に障害、または発達の遅れがある学齢期の児童に、学校終了後または休業日に、生活能力の向上に必要な訓練、社会との交流の促進などを行います。        |
|           | 保育所等<br>訪問支援業   | 保育所や小学校などへ訪問し、集団生活に適応するための専門的な支援をします。                                        |
|           | 居宅訪問型<br>児童発達支援 | 児童発達支援等を受けるための外出が著しく困難な重度障害のある児童に対し、児童の居宅を訪問し、日常生活における動作の指導や知識技能の付与等の支援をします。 |

### 【障害児福祉サービスの利用者負担について】

利用者負担は、原則 1 割の負担（食費等は実費負担）がありますが、負担が重くなりすぎないように月額負担上限額が決められています。

| 区分   | 世帯の収入状況                | 月額負担上限額 |
|------|------------------------|---------|
| 生活保護 | 生活保護受給世帯               | 0円      |
| 低所得  | 市町村民税非課税世帯 ※1          | 0円      |
| 一般 1 | 市町村民税課税世帯（所得割 28 万円未満） | 4,600円  |
| 一般 2 | 上記以外                   | 37,200円 |

※利用者負担を判断する際の世帯の範囲は、児童の属する住民基本台帳上での世帯です。  
※満3歳になって初めての4月1日から3年間は、利用者負担無償化の対象となっております。ただし、利用者負担以外の費用は引き続きお支払いいただくことになります。（令和4年4月現在）

### 【サービス等利用計画について】

サービス等利用計画は、サービスを利用する方（利用者）のご希望や心身の状況を踏まえて、利用者が様々な支援を効果的に受けていくことが出来るようにするための総合支援計画です。

障害福祉サービス等を申請した方について、その人の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、利用計画の作成を行います。

くわしくはお問い合わせください。

問 合 せ 福祉課 障害者支援担当

《TEL》 0942- 65-7022 《FAX》 0942-53-1589

## 【障害福祉サービスの利用のしかた】

※障害福祉サービスのうち「介護給付」を希望される場合は「障害支援区分の判定」が必要となるため、サービス利用まで1～2ヶ月ほど時間がかかります。サービスのご利用を希望される場合は早めのご相談をお願いします。

|                         |                                                                                                                                                                                |
|-------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ① 相談・申込み                | <ul style="list-style-type: none"> <li>福祉課障害者支援担当 《TEL》 0942-65-7022</li> <li>委託相談窓口<br/>ちくたくネット 《TEL》 0942-52-6699<br/>プラム、ちくご 《TEL》 0942-27-7941</li> <li>相談支援事業所</li> </ul> |
| ↓                       |                                                                                                                                                                                |
| ② 相談支援事業所を選ぶ            | <p>市内に6事業所あります。市外の事業所でも可能です。<br/>障害福祉サービス利用にあたり、計画を立てて利用する必要があります。</p> <p>（※相談支援事業所が決まったら、調査の訪問予定日時、医師意見書を依頼する病院を確認します。）</p>                                                   |
| ↓                       |                                                                                                                                                                                |
| ③ 調 査                   | <p>市の調査員が障害者や障害児の保護者と面接して、現在の生活や障害の状況についての調査（アセスメント）を行います。</p>                                                                                                                 |
| ↓                       |                                                                                                                                                                                |
| ④ 障害支援区分審査会<br>（介護給付のみ） | <p>調査の結果及び医師意見書をもとに、障害支援区分審査会（障害保健福祉をよく知る委員で構成されています。）で審査、判定を行い、障害支援区分が決まります。</p>                                                                                              |
| ↓                       |                                                                                                                                                                                |
| ⑤ サービス等利用<br>計画作成       | <p>相談支援事業所がサービス事業者等との連絡調整を行い、「サービス等利用計画」を作成します。</p>                                                                                                                            |
| ↓                       |                                                                                                                                                                                |
| ⑥ 決 定                   | <p>④で作成したサービス等利用計画を基に、サービスの支給量や自己負担上限額などが決定され、「障害福祉サービス受給者証」が交付されます。</p>                                                                                                       |
| ↓                       |                                                                                                                                                                                |
| ⑦ 事業所と契約                | <p>サービスを利用する事業所と契約を行います。</p>                                                                                                                                                   |